

## 清川村農地流動化奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の貸借を推進し遊休農地の減少を図るため、予算の範囲内において清川村農地流動化奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱（平成31年4月1日制定）に登録された農地を農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業により、利用権（賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定を行った者（以下「貸人」という。）及び受けた者（以下「借人」という。）とする。

2 前項に規定する利用権の設定は、利用権の存続期間満了後に更新した場合を含むものとする。

(奨励金の交付を行わない場合)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付は、行わないものとする。

- (1) 同一の世帯員から賃借権を設定した農地
- (2) 同一の世帯員のみで構成されている農業生産法人がその構成員から賃借権を設定した農用地
- (3) 永年作物が作付けされている農地

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、利用権の設定がされた農地の1筆ごとの面積（100平方メートル未満は、切り捨てる。）に次の表に定める100平方メートル当たりの利用権設定期間に応じた単価を乗じて得た額とする。

利用権設定期間	3年間	6年間	9年間
貸人	1,000円	2,000円	3,000円
借人	1,000円	2,000円	3,000円

(奨励金の交付手続)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清川村農地流動化奨励金交付申請書（第1号様式）により、利用権の設定後速やかに村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、その結果を清川村農地流動化奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 村長は、奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の返還を求めることができるものとする。

る。

(1) 利用権の存続期間満了前に利用権の中途解約があったとき。

(2) 不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(奨励金の返還の免除)

第7条 前条の規定にかかわらず、奨励金の交付対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、村長は、奨励金の返還を免除することができるものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に該当する事業のために譲渡をするため、利用権の中途解約があったとき。

(2) 奨励金の交付を受けた者の死亡により、利用権の中途解約があったとき。

(3) その他奨励金の交付を受けた者の責めに帰することができない理由により、利用権の中途解約があったとき。

(奨励金の返還の額)

第8条 第6条の規定により、奨励金の交付を取り消された者は、交付された奨励金を全額村長に対して返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 6年間の存続期間設定の場合で、3年間が経過しているものについては、3年間分の奨励金。この場合において、1筆のうちの一部面積だけについて合意解約があった場合については、当該筆に係る返還額に、合意解約があった面積（100平方メートル未満は、切り捨てる。）を当該筆の面積（100平方メートル未満は、切り捨てる。）で除して得た数を乗じた額とする。

(2) 9年間の存続期間設定の場合で、3年間が経過しているものについては6年間分の奨励金、6年間が経過しているものについては3年間分の奨励金。この場合において、1筆のうちの一部面積だけについて合意解約があった場合については、当該筆に係る返還額に、合意解約があった面積（100平方メートル未満は、切り捨てる。）を当該筆の面積（100平方メートル未満は、切り捨てる。）で除して得た数を乗じた額とする。

(奨励金の返還の手続)

第9条 村長は、第6条に規定する事由を確認したときは、奨励金交付取消決定を行い、清川村農地流動化奨励金交付取消通知書（第3号様式）により奨励金の交付を受けた者に奨励金の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、速やかに返還すべき奨励金を村長が別に定める指定口座へ振り込むものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。